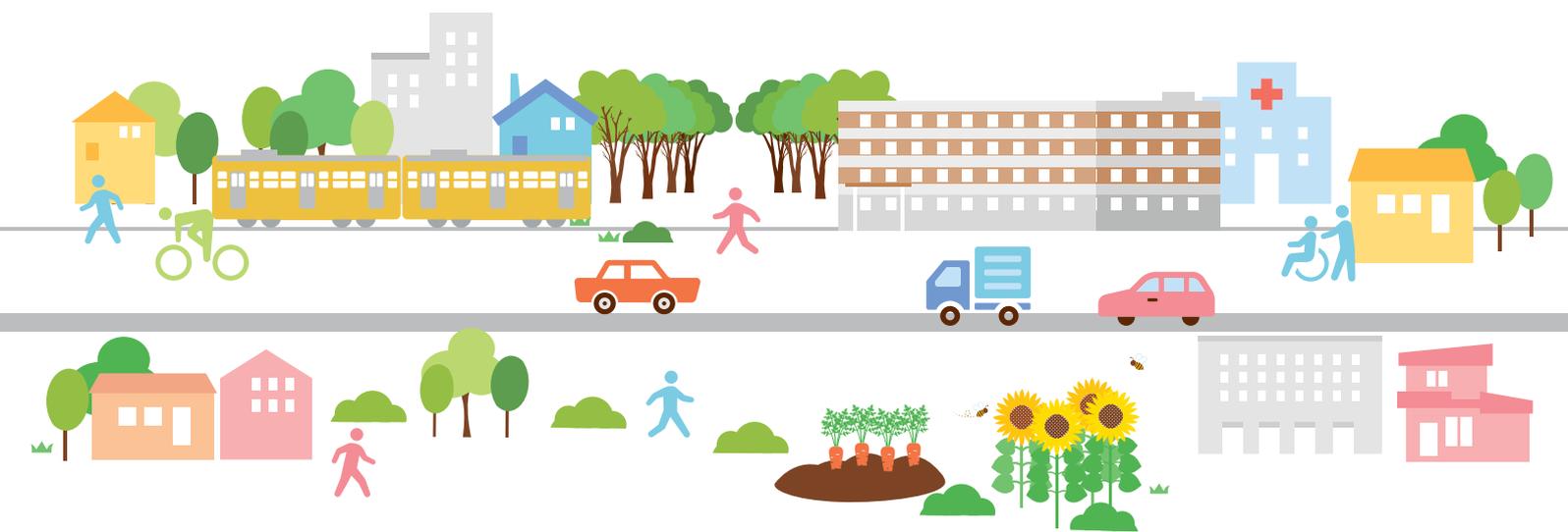


清瀬市都市計画 マスタープラン



令和2(2020)年3月



清瀬市都市計画マスタープランの改定にあたって

清瀬市では、平成 13 年 3 月におおむね 20 年間を計画期間とした都市計画マスタープランを策定し、用途地域の見直しや清瀬市住環境の整備に関する条例の制定、地区計画の策定などを行い、清瀬市長期総合計画に掲げたまちの将来像の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。

その一方で、策定から 20 年が経過し、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、環境問題や安全・安心に対する市民の関心の高まりや科学技術の発展など、当市を取り巻く社会状況が大きく変化しております。

この度、こうした社会状況の変化やまちづくりの進展を踏まえ、都市の将来像を明確にするとともに、まちづくりの更なる推進を図るため、都市計画マスタープランの改定を行いました。

改定にあたりましては、市民アンケート調査や市民ワークショップ、地域別説明会などを実施し、みなさまからいただいたご意見やご提案を取り入れながら、内容の検討を進めてまいりました。また、市民ワークショップでは、「目指すまちの姿」を実現するための「市民が主体となって取り組むプロジェクト」の案をご検討いただきました。

引き続き、都市計画マスタープランに掲げる都市の将来像を実現するため、市民や事業者のみなさまとともに取り組みを進めてまいります。

結びに、都市計画マスタープランの改定にあたりご尽力いただきました、「清瀬市都市計画マスタープラン見直し検討委員会」の委員のみなさまをはじめ、多くの貴重なご意見をお寄せいただきました市民のみなさまに心より御礼申し上げます。



令和 2 年 3 月

清瀬市長

渋谷 金太郎

目次

序章 清瀬市都市計画マスタープランの改定にあたって	2
序-1 清瀬市都市計画マスタープランの位置づけ	2
序-2 改定の背景	3
序-3 目標年次	5
序-4 全体構成	5
第1章 全体構想	8
1-1 都市の将来像	8
1-2 都市づくりの目標	9
1-3 将来都市構造	10
1-4 都市づくりの課題	13
第2章 分野別方針	16
2-1 土地利用方針	16
2-2 道路・交通体系整備方針	20
2-3 都市環境の形成方針	23
2-4 安全都市づくり方針	27
第3章 地域別方針	32
3-1 清瀬駅周辺地域	33
3-2 南部地域	38
3-3 中部地域	42
3-4 北部地域	46
第4章 実現に向けて	52
4-1 協働による都市づくり	52
4-2 「清瀬市住環境の整備に関する条例」による都市づくりの推進	53
4-3 都市づくりの推進に向けた市の取り組み	54
参考資料	56
1 用語解説	56
2 都市の現況	62
3 市民アンケート調査の概要	71
4 市民ワークショップの概要	76
5 策定経過	82

